

令和5年度第11回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年2月6日（火）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 (19名)

出席者 (会長) 吉田陽一

(代理) 戸部秀悦

(委員)

1番 佐藤洋介

2番 加藤和洋

3番 伊藤淑榮

4番 鈴木和俊

5番 高橋郁雄

6番 清水司

7番 三浦栄子

8番 原田智也

9番 鈴木孫城

10番 武田一雄

11番 三浦富美男

12番 佐藤正樹

13番 目黒千衣子

14番 山本義則

15番 伊藤賢一

16番 鈴木豊則

17番 鈴木誠孝

4. 欠席委員 (0 名) 番 委員

5. 農業委員会業務報告(1月分)

6. 報告事項

報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 32 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

8. その他

令和5年の賃借料・売買情報について

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 夏井大助

副事務局長 佐藤秀樹

局長補佐 鈴木俊市

10. 会議の概要

事務局長

定例総会の開会に先立ちまして、本日、男鹿市副市長がお見えになっております。農業委員の皆様は、年度末をひかえ、日頃のご労苦をねぎらうお時間を頂戴したいとこのことでもありますので、しばし、ご傾聴いただきますようお願いいたします。

副市長

それでは、副市長、お願いいたします。

— 副市長の談話 —

終了

事務局長

ありがとう、ございました。

副市長は公務のため、ここで退席いたします。

— 副市長退出 —

ただ今から、令和5年度第11回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が2件、その他1件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様、お忙しいところ、定例総会にご出席下さいましてありがとうございます。立春が過ぎたとはいえ、いまだ寒さの厳しい日が続いております。農家の皆様におかれましては、いよいよ、農作業の準備が忙しくなってきていると存じますが、季節の変わり目でありますので、体調には十分気を付けてください。

また、総会終了後には、農業者年金加入推進特別研修もありますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議をよろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、委員数19名中19名が出席しており、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

会 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

「議長一任。」

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、5番 高橋郁雄委員、6番 清水司委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

議 長

それでは、1月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

副事務局長

1月分の農業委員会業務について報告いたします。
(別紙により報告)
以上で終わります。

会 長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

次に、報告第14号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第14号、農地法第18条の規定による合意解約通知について報告いたします。

解約件数は、2件であります。

事務局

申請番号 1、土地の所在地は脇本富永字新田〇番他 4 筆、計 5 筆、田 5,979 m²、借受人は脇本脇本字上野の A、貸出人は脇本脇本字前野の B、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 6 年 1 月 17 日となっております。

申請番号 2、土地の所在地は払戸字大堤下千間〇番 3 筆、計 4 筆、田 4,097 m²、借受人は払戸字大樋の C、貸出人は払戸字小深見の D、解約理由は、貸人の都合で、引渡年月日は令和 6 年 1 月 22 日となっております。

以上、2 件の合意解約通知の報告を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは議事案件に入ります。

議 長

議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が 6 件、貸借権設定が 2 件です。

申請番号 1、所有権移転で土地の所在地は五里合中石字東山台○番 1 筆、計 1 筆、田 10,759 m²、譲受人は五里合中石字八幡前の A、譲渡人は五里合中石字八幡前の B です。無償譲渡です。

申請番号 2、所有権移転で土地の所在地は五里合中石字東山松原○番 1 筆、計 1 筆、田 5,046 m²、譲受人は五里合中石字八幡前の A、譲渡人は五里合中石字八幡前の B です。無償譲渡です。

申請番号3、所有権移転で土地の所在地は野石字五明光○番他 1 筆、計 2 筆、田 1,214 m²、譲受人は山本郡三種町の E、譲渡人は山本郡三種町の F です。総額 130,000 円です。

申請番号4、所有権移転で土地の所在地は野石字萩ノ森○番 1 筆、計 1 筆、畑 522 m²、譲受人は野石字萩ノ森の G、譲渡人は秋田市の H です。総額 150,000 円です。

申請番号 5、土地の所在地は払戸字大樋○番 1 筆、計 1 筆、地目田、面積計 954 m²、譲受人は払戸字小深見の I、譲渡人は払戸字小深見の J です。総額 238,000 円です。

申請番号 6、土地の所在地は船越字堂ノ前○番他 2 筆、計 3 筆、地目田、面積計 3,060 m²、譲受人は船越字内子の K、譲渡人は五城目町の L、無償譲渡です。

申請番号 7、土地の所在地は野石字野石新田〇番 1 筆、計 1 筆、地目田、面積 10,195 m²、譲受人は野石字宮沢の M、譲渡人は野石字水上台の N、貸人の経営規模縮小によるものであり、新規 5 年の賃貸借で、10 アールあたり米 1 俵の契約となっております。

申請番号 8、土地の所在地は船越字那場掛〇番 1 筆、計 1 筆、地目田、面積 1,140 m²、譲受人は野石字船越字那場掛の O、譲渡人は船越字那場掛の P、貸人の経営規模縮小によるものであり、新規 5 年の賃貸借で、10 アールあたり米 2 俵の契約となっております。

以上 8 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長

議案第 31 号農地法第 3 条に関するただいまの説明につきまして、何か異議等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 32 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

審議を始める前に、議事参与案件がありますので、先に先議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

農業委員会法第 31 条の規定により 16 番鈴木豊則委員は退席してください。

議 長

暫時休憩いたします。

(16 番 鈴木豊則委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

それでは、議事参与案件であります申請番号 13 号を、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 32 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、申請番号 13 号を説明いたします。11 ページ目をご覧ください。

申請番号 13 号につきましては再設定でありますので、契約の詳細は省略させていただきます。

利用権設定を受ける者は、払戸字小深見のA、利用権設定する者は払戸字

事務局

横長根のB、貸付地は払戸字中樋〇番他 5 筆、計 6 筆、田計 6,589 m²、再設定、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 10 年間であります。

以上で説明を終わります。

議 長

申請番号13 号について質問等ありませんか。

事務局

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(16 番 鈴木豊則委員着席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

今回は、所有権移転が 4 件、貸借権設定が 27 件であります。

事務局

申請番号 1、土地の所在地は脇本富永〇番、他 4 筆、計 5 筆、田計 5,979 m²、譲受人は脇本脇本字上野のC、譲渡人は脇本脇本字前野のD、総額 600,000 円となっております。

申請番号 2 号と 3 号は同じ受人ですので、まとめて説明いたします。

土地の所在は松木沢字松木新田〇番他 1 筆、計 2 筆、田 6,664 m²、畑 458 m²、譲受人は鶉木字鶉木のE、譲渡人は鶉木字松木沢のF、申請番号 2 号は総額 1,500,000 円、申請番号 3 号は総額 2,400,000 円であります。

申請番号 4、土地の所在地は払戸字大堤下千間〇番、他 6 筆、計 7 筆、田計 7,344 m²、譲受人は払戸字川向のG、譲渡人は払戸字小深見のH、総額 2,300,000 円となっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の所有権移転の説明について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとの声がありますので、引続き貸借権設定の審議に入ります。
引き続き事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 5 の利用権設定を受ける者は、野石字柳原のI、利用権設定する者は野石字五明光のJ、貸付地は野石字萩ノ森〇番他 6 筆、計 7 筆、田 20,302 m²、新規、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

申請番号 6 の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見のK、利用権設定する者は払戸字小深見のL、貸付地は払戸字中樋〇番他 1 筆、計 2 筆、田計 4,059 m²、新規、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 7 の利用権設定を受ける者は、脇本脇本字飯ノ森のM、利用権設

事務局

定する者は脇本脇本字横町道下のN、貸付地は脇本脇本字八枚縄手○番他1筆、計2筆、田計2,022 m²、新規、契約期間は令和5年2月15日から10年間、賃借料は10a当り米2俵であります。

申請番号8の利用権設定を受ける者は、船越字船越のO、利用権設定する者は船越字八郎谷地のP、貸付地は船越字安根崎○番他7筆、計8筆、田計8,304 m²、新規、契約期間は令和6年2月15日から10年間、賃借料は10a当り米2俵であります。

申請番号9の利用権設定を受ける者は、払戸字大堤下千間のQ、利用権設定する者は払戸字川向のR、貸付地は払戸字大堤下千間○番他8筆、計9筆、田計4,147 m²、新規、契約期間は令和6年2月15日から3年間、賃借料は10a当り10,000円であります。

申請番号10の利用権設定を受ける者は、船越字サツピのS、利用権設定する者は船越字那場掛のT、貸付地は船越字根木○番他1筆、計1筆、田1,038

事務局

m²、新規、契約期間は令和6年2月15日から5年間、賃借料は10a当り米2俵であります。

申請番号11号と12号は同じ受人ですので、まとめて説明いたします。

土地の所在は野石字芭蕉○番他10筆、計11筆、田計15,193 m²、譲受人は株式会社美穂、譲渡人は角間崎字岡見沢のU他1名、新規、いずれも契約期間は令和6年2月15日から5年間、賃借料は10a当り米1俵であります。

申請番号14号からは再設定となりますので、契約内容の詳細は省略させていただきます。

申請番号14号と19号は同じ受人ですので、まとめて説明いたします。

土地の所在は払戸字中樋○番他39筆、計40筆、田計33,527 m²、譲受人は船越字サツピのV、譲渡人は秋田市のW他5名、再設定、いずれも契約期間は令和6年2月15日から5年間であります。

申請番号 20 号と 22 号は同じ受人ですので、まとめて説明いたします。

土地の所在は船川港比詰字住吉〇番他 16 筆、計 17 筆、田計 25,379 m²、譲受人は船川港仁井山字滝沢のX、譲渡人は船川港比詰字神明堂脇のY他 2 名、再設定、いずれも契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 23 の利用権設定を受ける者は、脇本樽沢字岡谷地のZ、利用権設定する者は脇本樽沢字堅石のA“、貸付地は脇本樽沢字岡谷地〇番他 39 筆、計 40 筆、田計 29,217 m²、再設定、契約期間は令和 6 年 1 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 24 号と 25 号は同じ受人ですので、まとめて説明いたします。

土地の所在は脇本百川字矢口〇番他 3 筆、計 4 筆、田計 5,160 m²、譲受人は角間崎字家ノ下のB“、譲渡人は脇本百川字馬場台のC”他 1 名、再設定、いずれも契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から申請番号 24 号は 7 年間、申請番号 25 号は 5 年間であります。

事務局

申請番号 26 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のD“、利用権設定する者は払戸字渡部のE”、貸付地は払戸字大谷地○番他 1 筆、計 2 筆、田計 2,054 m²、再設定、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 27 の利用権設定を受ける者は、船越字一向のF“、利用権設定する者は船越字寺後のG”、貸付地は船越字サッピ○番他 15 筆、計 16 筆、田計 12,174 m²、再設定、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 28 の利用権設定を受ける者は、払戸字鳥井長根のH“、利用権設定する者は払戸字渡部のI”、貸付地は払戸字大谷地○番他 3 筆、計 4 筆、田計 3,710 m²、再設定、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 29 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のJ“、利用権設定する者は払戸字渡部のK”、貸付地は払戸字大谷地○番他 23 筆、計 24 筆、田計 18,766 m²、再設定、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 2 年間であります。

事務局

申請番号 30 の利用権設定を受ける者は、船越字内子のL“、利用権設定する者は船越字本町のM”、貸付地は船越字サッピ〇番他 1 筆、計 2 筆、田計 2,076 m²、再設定、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 10 年間であります。

申請番号 31 の利用権設定を受ける者は、船越字内子のO“、利用権設定する者は船越字船越のP”、貸付地は船越字安根崎〇番他 3 筆、計 4 筆、田計 4,112 m²、再設定、契約期間は令和 6 年 2 月 15 日から 10 年間であります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に対し、ご異議ございませんか

(異議なしの声あり)

異議なしということで、議案第 31 号、農用地利用集積計画(案)の諮問承認いたします。

議 長

その他の案件に入ります。
皆様から何かございませんか。

事務局からその他についてあるようですので、事務局より説明をお願いします。

事務局

～ 事務局説明 ～（賃貸借料情報及び売買価格情報）

議 長

このことにつきまして、何か質疑ございませんか。
ないようですので、以上をもちまして、令和5年度第11回男鹿市農業委員会
定例総会を閉会いたします。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和6年2月6日

男鹿市農業委員会

議 長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 高 橋 郁 雄

署 名 委 員 清 水 司

書 記 鈴 木 俊 市